

平成29年度から

後期高齢者医療保険料の軽減制度を見直します

全ての人が安心して医療を受けられる社会を維持するために、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、保険料の軽減制度を見直します。

1. 均等割額の5割・2割軽減の減額基準の見直し

世帯内の被保険者数に乗ずる金額を、5割軽減は「27万円」に、2割軽減は「49万円」にそれぞれ引上げます。これにより、それぞれの軽減該当条件が拡大します。

○ 5割軽減の拡大

拡大前	基礎控除（33万円）+ 26.5万円×被保険者数	以下の世帯
拡大後	基礎控除（33万円）+ 27万円×被保険者数	以下の世帯

○ 2割軽減の拡大

拡大前	基礎控除（33万円）+ 48万円×被保険者数	以下の世帯
拡大後	基礎控除（33万円）+ 49万円×被保険者数	以下の世帯

2. 低所得者の所得割額軽減特例の段階的見直し

75歳到達時の保険料軽減措置として行ってきた、基礎控除後の総所得金額58万円以下（年金収入で211万円以下）の被保険者の所得割額での軽減特例を段階的に見直し、平成28年度までは「5割軽減」だったものが平成29年度は「2割軽減」、平成30年度以降は「軽減なし」とします。なお、基礎控除後の総所得金額が0円（年金収入で153万円）の場合は、所得割はなく、均等割のみで算定します。

賦課のもととなる所得が 58万円以下の人 所得割額の軽減割合	平成28年度 5割軽減	→	平成29年度 2割軽減	→	平成30年度 軽減なし
--------------------------------------	----------------	---	----------------	---	----------------

3. 元被扶養者の均等割額軽減特例の段階的見直し

75歳到達時の保険料軽減措置として行ってきた、後期高齢者の資格取得直前に被用者保険（市町村国民健康保険・国保組合を除く）の被扶養者であった被保険者の均等割額軽減特例を段階的に見直し、平成28年度までは「9割軽減」だったものが平成29年度は「7割軽減」、平成30年度は「5割軽減」、31年度以降は「資格取得後2年間に限り5割軽減」とします。なお、所得割額は引き続きありません。

軽減割合	平成28年度	→	平成29年度	→	平成30年度	→	平成31年度
均等割額	9割軽減		7割軽減		5割軽減		5割軽減
所得割額	負担なし		負担なし		負担なし		負担なし

※世帯の均等割額の軽減割合が9割または8.5割の場合は、軽減割合は9割または8.5割となります。

（資格取得後2年間）

問い合わせ

佐賀県後期高齢者医療広域連合 業務課 資格賦課係 ☎64-8476
市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

訪問健康相談のお知らせ

佐賀県後期高齢者医療広域連合では、被保険者のうち、医療機関に受診されている人の中から任意で選んだ人を対象に、家庭でのより良い生活のため、健康づくり・医療機関や福祉サービスの利用方法などの相談や情報提供・アドバイスをさせていただき、訪問健康相談を実施します。

身体の不調や気になることなどを相談員にお気軽にお話してください。

○対象者…佐賀県後期高齢者医療の被保険者のうち、医療機関に受診されている人の中から任意で選びます。

※対象となられる人には、広域連合から個別に事業の案内文書を郵送します。

※訪問健康相談は、無料です。

問い合わせ

佐賀県後期高齢者医療広域連合 業務課 企画・保健係 ☎64-8476